

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成30年1月19日

今治市監査委員 川口 義輝  
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
亀岡児童館	平成29年12月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 児童の道路飛び出し防止柵の設置に、一部不十分な個所が見受けられたので、安全対策について講じられたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 平成30年度予算にて、亀岡児童館入りロゲート付近に門扉を設置する予定である。また、さらなる安全対策として、平成29年度予算にて駐車場付近に照明器具を設置することとしている。</p>	